

京都市告示第 6 4 7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 3 月 8 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社アイリスホーム（代表取締役 水谷治朗）

2 申請者の主たる事務所の所在地

大阪府吹田市豊津町 1 番 1 8 号

3 事業所の名称

S t a r s 京都久世 短期入所

4 事業所の所在地

京都市南区久世東土川町 2 8 5 - 2

5 指定する事業の種類

短期入所

6 指定年月日

令和 6 年 3 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 5 8 2 3 0 2

(保健福祉局障害保健福祉推進室)